

1. チェック欄

目次には、各問題のチェック欄が設けられています。チェック欄は、解答後のフィードバックにご使用ください。

(例) 解答した日付を記入し、解き直し時期の目安として使用する

正解できた問題は○、一箇所でも間違えれば△、全部間違えれば×を記入するなど

2. ランク

各問題には、A B Cのランク付けがしてあります。

Aランク問題……Aランク問題は、主に基本問題です。学習項目の基本的な要件や計算パターンの確認をする問題になっています。確認ができれば、繰り返しの解き直しは不要です。

Bランク問題……Bランク問題は、主に実力養成問題です。本試験合格のために確実にマスターしてほしい問題になっています。このBランク問題を確実に解ければ、合格レベルに到達できますので、復習などで繰り返し解くようにしてください。

Cランク問題……Cランク問題は、主に応用問題です。本試験では、様々な形式での出題の可能性があります。非常に難易度の高い項目も出題されています。Cランクの問題は、様々な角度からの出題にも対応できる力を養う目的の問題ですから、Bランクの問題を完全にマスターしてから取り組むようにしてください。

3. 標準時間

各問題には、標準時間が付されていますので、時間内に解答できるように努力しましょう。

4. 宿題

授業中に解けなかった問題は宿題となります。宿題となった問題は、次の授業までに必ず消化するようにしましょう。

5. 各問題を解答する際に使用する割合・税率等の資料は、巻末に掲載されております。解答する際にはそちらをご参照ください。

6. 問題文中、「本年」と記載がある場合又は特に指示がない場合には令和8年分の相続税額又は贈与税額を計算するものとして解答してください。

目 次

個別問題編

		ランク	標準時間	チェック欄
問題 1	相続人の判定……………	B	7 分	☐ ☐ ☐
問題 2	相続税の納税義務者と課税財産の範囲・課税価格…	A	5 分	☐ ☐ ☐
問題 3	贈与税額の計算……………	B	7 分	☐ ☐ ☐
問題 4	宅地……………	B	6 分	☐ ☐ ☐
問題 5	宅地（地区区分の異なる宅地）……………	B	6 分	☐ ☐ ☐
問題 6	宅地（側方一部・裏面一部）……………	A	5 分	☐ ☐ ☐
問題 7	宅地の上に存する権利……………	A	1 分	☐ ☐ ☐
問題 8	農地・山林……………	A	1 分	☐ ☐ ☐
問題 9	契約者貸付金等……………	A	3 分	☐ ☐ ☐
問題10	被相続人の被相続人が負担した保険料……………	A	3 分	☐ ☐ ☐
問題11	研究問題……………	C	3 分	☐ ☐ ☐
問題12	生命保険金等の非課税金額……………	B	3 分	☐ ☐ ☐
問題13	生命保険金等・生命保険契約に関する権利……………	A	4 分	☐ ☐ ☐
問題14	退職手当金等……………	A	3 分	☐ ☐ ☐
問題15	本来の財産……………	B	4 分	☐ ☐ ☐
問題16	相続税の非課税財産……………	A	2 分	☐ ☐ ☐
問題17	宅地の上に存する権利・家屋……………	A	3 分	☐ ☐ ☐
問題18	附属設備……………	A	2 分	☐ ☐ ☐
問題19	区分所有財産……………	B	4 分	☐ ☐ ☐
問題20	債務控除……………	B	5 分	☐ ☐ ☐
問題21	相続時精算課税適用財産……………	B	4 分	☐ ☐ ☐
問題22	相続時精算課税……………	B	7 分	☐ ☐ ☐
問題23	利用区分が異なる建物の敷地の用に供されている宅地等…	A	3 分	☐ ☐ ☐
問題24	賃貸割合……………	B	3 分	☐ ☐ ☐
問題25	区分地上権……………	B	5 分	☐ ☐ ☐
問題26	動産……………	A	1 分	☐ ☐ ☐
問題27	たな卸商品等・書画骨とう品……………	B	3 分	☐ ☐ ☐
問題28	上場株式……………	B	4 分	☐ ☐ ☐
問題29	法定相続人の数……………	B	10分	☐ ☐ ☐

問題30	相続税額の加算……………	B	5分	
問題31	生前贈与加算及び贈与税額控除（暦年）……………	B	12分	
問題32	配偶者の税額軽減……………	A	3分	
問題33	預貯金等……………	A	10分	
問題34	未成年者控除・障害者控除……………	A	8分	
問題35	取引相場のない株式（評価額）……………	A	14分	
問題36	相続税の非課税財産（措法70）……………	B	5分	
問題37	取引相場のない株式（評価方式の判定）……………	B	16分	
問題38	取引相場のない株式（類似業種比準価額 ・配当還元価額）……………	B	22分	
問題39	取引相場のない株式（比準要素の算定方法）……………	B	8分	
問題40	取引相場のない株式（純資産価額）……………	A	5分	
問題41	相次相続控除……………	B	6分	

総合問題編

		ランク	標準時間	チェック欄
第1問	総合問題Ⅰ……………	A	70分	
第2問	総合問題Ⅱ……………	A	65分	
第3問	総合問題Ⅲ……………	A	55分	
第4問	総合問題Ⅳ……………	A	70分	

（注） 利子等の計算においての日数は、1年を365日として計算するものとし、閏年は考慮しないものとして計算してください。

個別問題編

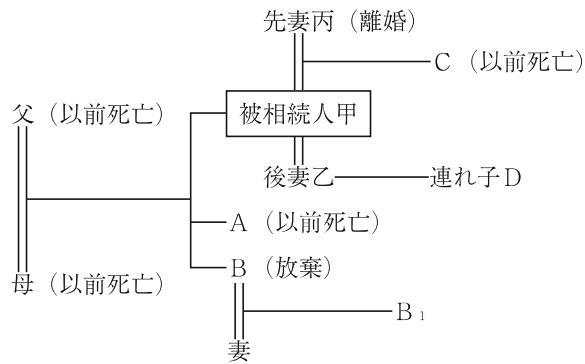
問題 1

相続人の判定

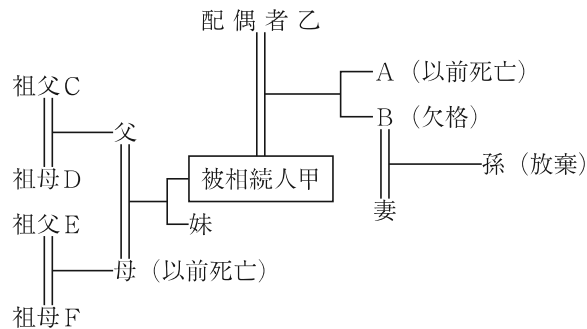
ランク 標準時間
B 7分

次の〈設例〉に基づき、それぞれの相続人を判定し、その相続分を求めなさい。

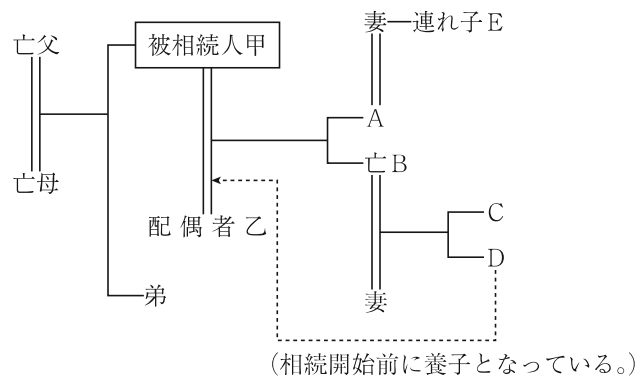
〈設例 1〉



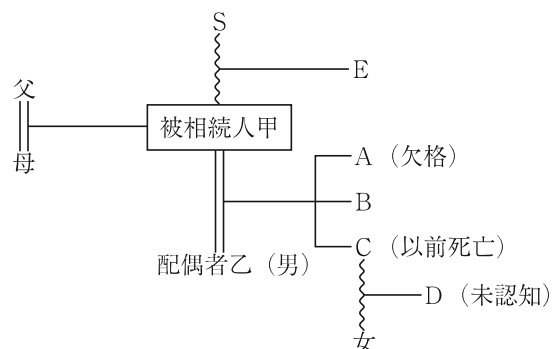
〈設例 2〉



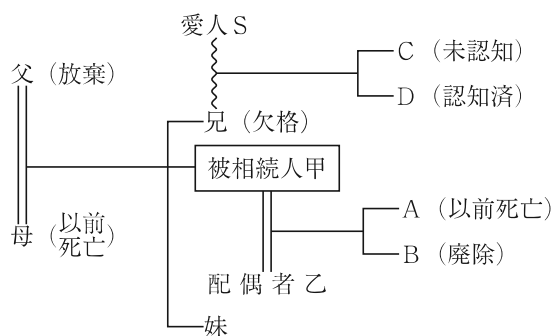
〈設例 3〉



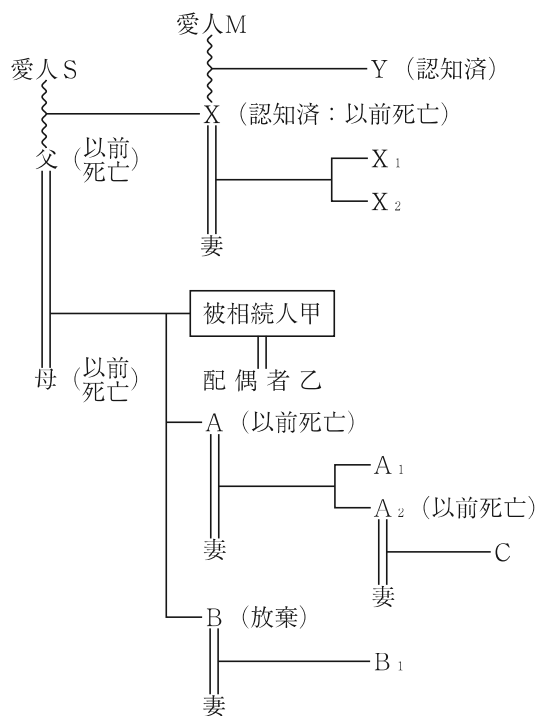
〈設例 4〉



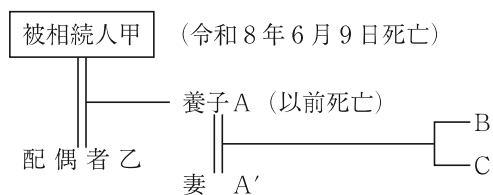
〈設例 5〉



〈設例 6〉



〈設例 7〉



- ※ 1 A は、平成 29 年 9 月 15 日に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。
- ※ 2 B は、平成 28 年 2 月 7 日に出生している。
- ※ 3 C は、令和 4 年 11 月 2 日に出生している。

問題 2

相続税の納税義務者と課税財産の範囲・課税価格

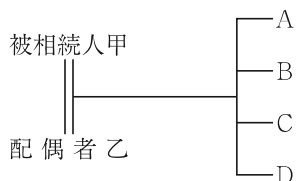
ランク 標準時間

A 5分

次の〈資料〉により各人の相続税の納税義務者の区分及び相続税の課税価格計算の基礎に算入される財産の価額を計算しなさい。なお、納税義務者の区分については解答欄の該当するものに○をつけなさい。

〈資料〉

1. 被相続人甲の相続人は次のとおりである。



(注1) 被相続人甲は、日本に住所及び国籍を有している者であり、外国人被相続人には該当しない。

(注2) 配偶者乙は、日本に住所及び国籍を有している。

(注3) A及びDは、アメリカ合衆国に住所及び国籍を有している。

(注4) B及びCは、アメリカ合衆国に住所を有しているが、日本国籍を有している。

2. 各相続人が相続又は遺贈により取得した財産は次のとおりである。

- (1) 配偶者乙

現	金	1,000,000円
土	地	12,000,000円
家	屋	5,000,000円
米	国	国債
		1,000,000円 (在外財産)

- (2) A

空	地	7,000,000円
別	荘	9,000,000円 (在外財産)

- (3) B

米	国	国債
		1,500,000円 (在外財産)

- (4) C

現	金	3,500,000円
米	国	国債
		4,000,000円 (在外財産)

- (5) D

米	国	国債
		5,000,000円 (在外財産)

3. 特に記載があるものを除き、すべて在内財産に該当する。

＜納税義務者の区分＞

乙	居住無制限 ・ 非居住無制限 ・ 居住制限 ・ 非居住制限 ・ 該当なし
A	居住無制限 ・ 非居住無制限 ・ 居住制限 ・ 非居住制限 ・ 該当なし
B	居住無制限 ・ 非居住無制限 ・ 居住制限 ・ 非居住制限 ・ 該当なし
C	居住無制限 ・ 非居住無制限 ・ 居住制限 ・ 非居住制限 ・ 該当なし
D	居住無制限 ・ 非居住無制限 ・ 居住制限 ・ 非居住制限 ・ 該当なし

＜課税価格計算の基礎に算入される財産の価額＞

(単位：円)

取得者	財産の種類	計 算 過 程	金 額
乙	現金		
	土地		
	家屋		
	米国国債		
A	空地		
	別荘		
B	米国国債		
C	現金		
	米国国債		
D	米国国債		

解 答 P. 97

問題 3**贈与税額の計算**ランク 標準時間
B 7分

次の〈資料〉により、各受贈者の令和8年分の納付すべき贈与税額を計算しなさい。なお、贈与税の外国税額控除及び相続時精算課税については考慮する必要はなく、特に指示のあるものを除き、財産はすべて在内財産に該当し、贈与者は日本国内に住所を有し、外国人贈与者には該当しない。

〈資料〉

- (1) A (24歳) は次に掲げる財産の贈与を受けている。なお、Aは英国国籍を有しており、令和8年9月8日、日本から英国に住所を移している。
- ① 母から令和8年2月18日に絵画1,500,000円
 - ② 父から令和8年9月2日に英国国債2,000,000円 (在外財産)
 - ③ 父から令和8年9月14日に英国国債3,000,000円 (在外財産)
 - ④ 母から令和8年11月28日に定期預金2,225,300円
- (2) B (26歳) は次に掲げる財産の贈与を受けている。なお、Bは日本国内に住所を有している。
- ① 叔父から令和8年2月24日に現金3,000,000円
 - ② 父から令和8年5月5日に動産5,000,000円
 - ③ 母から令和8年10月10日に現金2,000,000円
- (3) 榊大原は次に掲げる財産の贈与を受けている。なお、榊大原の本店及び支店は日本国内に所在している。
- ① X氏から令和8年5月15日に現金5,000,000円
 - ② Y氏から令和8年7月14日に現金1,500,000円

(単位：円)

受 贈 者	計 算 過 程	贈 与 税 額
A		
B		
(株) 大 原		

解 答 P. 97

問題 4 宅地

ランク 標準時間
B 6分

次の〈設例〉に基づき、宅地の自用地としての評価額を求めなさい。なお、地積規模の大きな宅地については考慮する必要はない。

〈設例 1〉

固定資産税評価額 27,625,000円

固定資産税課税標準額 26,500,000円

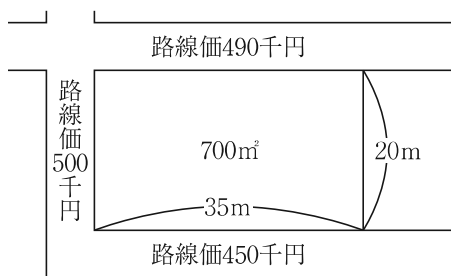
倍 率 2.3倍

地 積

① 登記簿上の地積 425㎡

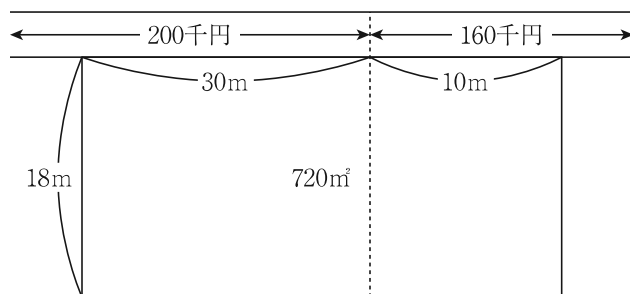
② 実 際 の 地 積 436㎡

〈設例 2〉



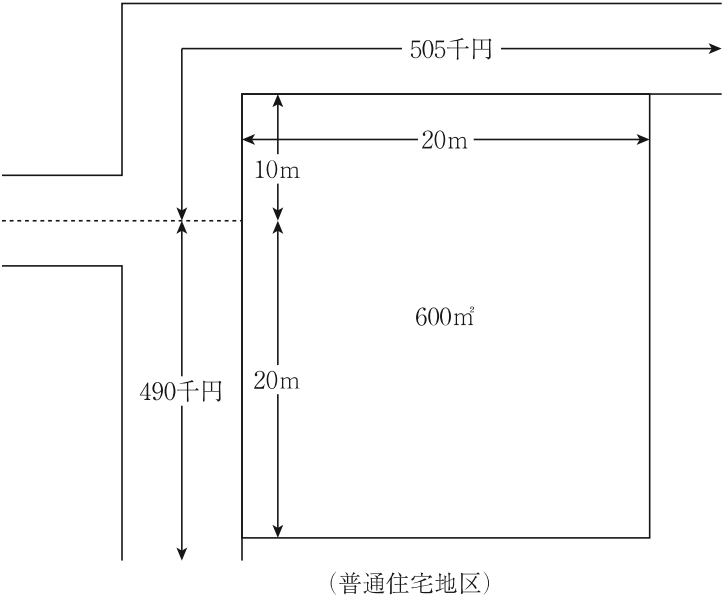
(普通住宅地区所在)

〈設例 3〉



(普通住宅地区)

〈設例 4〉



奥行価格補正率

10m 以上 24m 未満	1.00
24m 以上 28m 未満	0.97
28m 以上 32m 未満	0.95
32m 以上 36m 未満	0.93

側方路線影響加算率

角 地	0.03
準角地	0.02
二方路線影響加算率	0.02

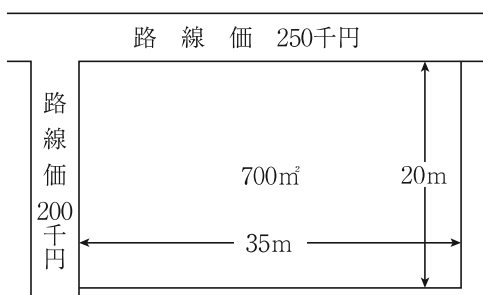
解 答 P. 98

問題 5 宅地（地区区分の異なる宅地）

ランク 標準時間
B 6分

次の各問の宅地の評価額を求めなさい（地積規模の大きな宅地及び措法69の4の特例は考慮する必要はない。）。

（問1）



この宅地の地区区分は、路線価250千円の路線は普通商業・併用住宅地区で、路線価200千円の路線は普通住宅地区である。

なお、この宅地は借地権に該当する。

奥行価格補正率

普通商業・併用住宅地区

20m……………1.00

35m……………0.97

普通住宅地区

20m……………1.00

35m……………0.93

側方路線影響加算率（角地）

普通商業・併用住宅地区……………0.08

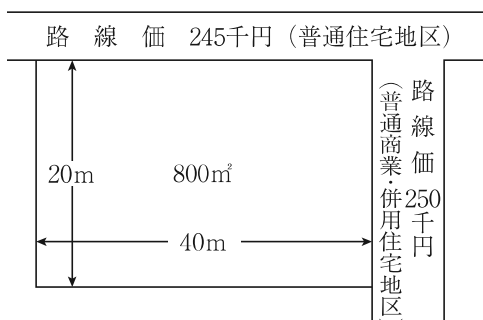
普通住宅地区……………0.03

借地権割合

普通商業・併用住宅地区 70%

普通住宅地区 60%

（問2）



奥行価格補正率

普通商業・併用住宅地区

20m……………1.00

40m……………0.93

普通住宅地区

20m……………1.00

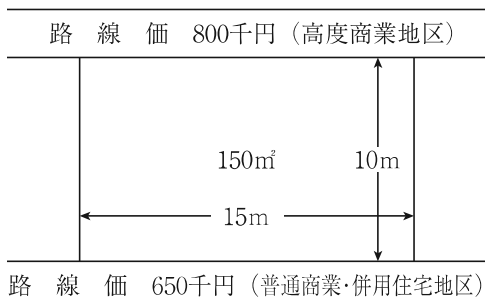
40m……………0.91

側方路線影響加算率（角地）

普通商業・併用住宅地区……………0.08

普通住宅地区……………0.03

(問3)



奥行価格補正率

高度商業地区

10m…………0.98

15m…………1.00

普通商業・併用住宅地区

10m…………0.99

15m…………1.00

二方路線影響加算率

高度商業地区…………0.07

普通商業・併用住宅地区…………0.05

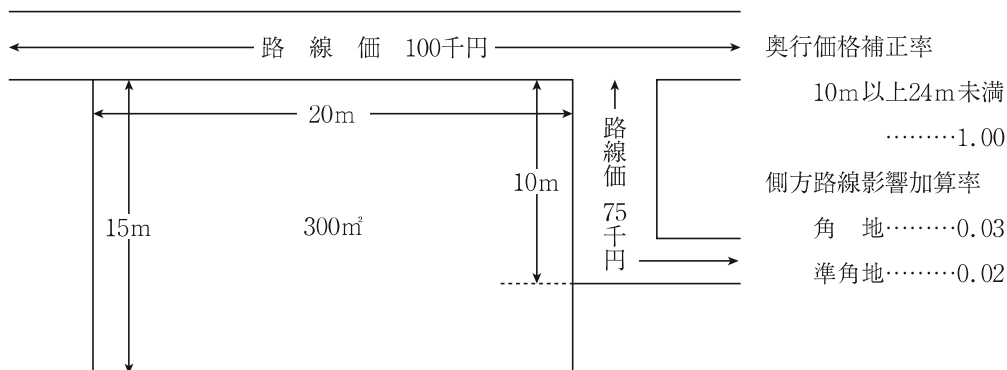
解 答 P. 98

問題6 宅地（側方一部・裏面一部）

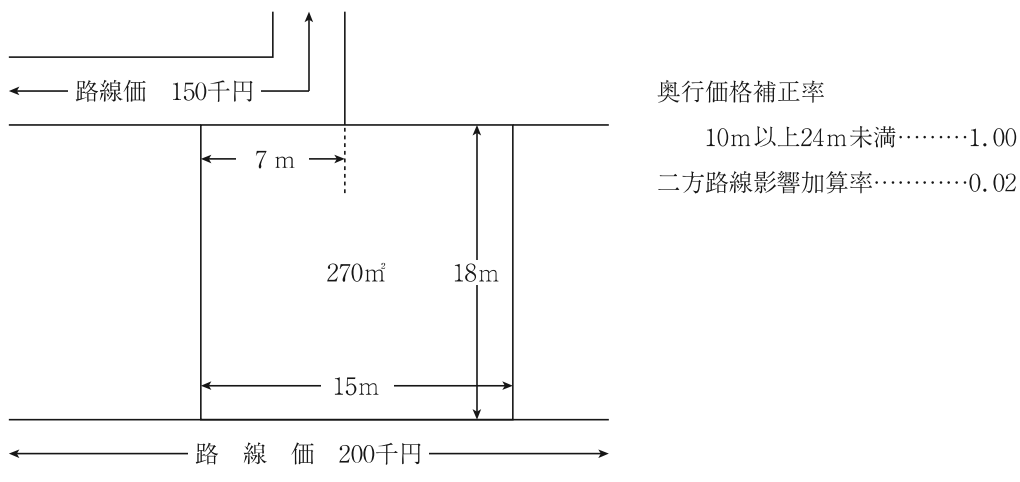
ランク 標準時間
A 5分

次の設例に基づき、宅地の評価額を求めなさい（措法69の4の特例は考慮する必要はない。）。
なお、すべての宅地は普通住宅地区に所在するものとする。

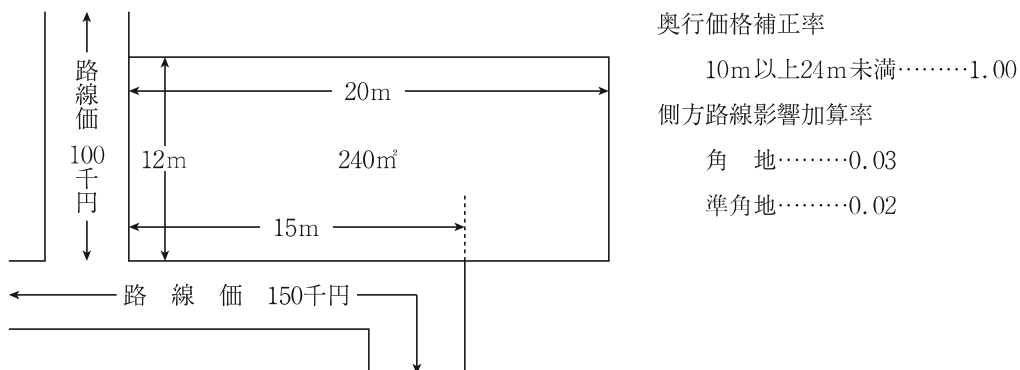
〈設例1〉



〈設例2〉



〈設例3〉

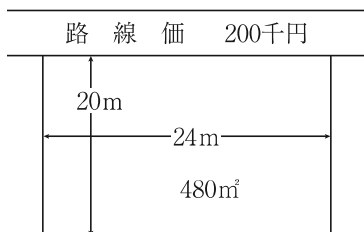


解 答 P. 98

問題 7 宅地の上に存する権利

ランク 標準時間
A 1 分

Aは次の宅地に借地権を設定し、Bに貸付けており、Bはこれを自己の居住用として利用している。この場合のA、Bそれぞれの宅地の評価をなさい。



奥行価格補正率 20m……………1.00
借地権割合 60%

解 答 P. 98

個別解答編

問題 1

〈設例 1〉

相 続 人	相 続 分
乙	1

〈設例 2〉

相 続 人	相 続 分
乙	$\frac{2}{3}$
父	$\frac{1}{3}$

〈設例 3〉

相 続 人	相 続 分
乙	$\frac{1}{2}$
A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$
C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$
D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$

〈設例 4〉

相 続 人	相 続 分
乙	$\frac{1}{2}$
B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$
E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$

〈設例 5〉

相 続 人	相 続 分
乙	$\frac{3}{4}$
D	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{2}$
妹	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{2}$

〈設例 6〉

相 続 人	相 続 分
乙	$\frac{3}{4}$
A ₁	$\frac{1}{4} \times \frac{2}{3}$
X ₁	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{3}$
X ₂	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{3}$
Y	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{3}$

〈設例 7〉

相 続 人	相 続 分
乙	$\frac{1}{2}$
C	$\frac{1}{2}$

問題 2

<納税義務者の区分>

乙	居住無制限・非居住無制限・居住制限・非居住制限・該当なし
A	居住無制限・非居住無制限・居住制限・非居住制限・該当なし
B	居住無制限・非居住無制限・居住制限・非居住制限・該当なし
C	居住無制限・非居住無制限・居住制限・非居住制限・該当なし
D	居住無制限・非居住無制限・居住制限・非居住制限・該当なし

<課税価格計算の基礎に算入される財産の価額>

(単位：円)

取得者	財産の種類	計 算 過 程	金 額
乙	現金		1,000,000
	土地		12,000,000
	家屋		5,000,000
	米国国債		1,000,000
A	空地		7,000,000
	別荘		9,000,000
B	米国国債		1,500,000
C	現金		3,500,000
	米国国債		4,000,000
D	米国国債		5,000,000

問題 3

(単位：円)

受 贈 者	計 算 過 程	贈 与 税 額
A	$1,500,000 + 2,000,000 + 3,000,000 + 2,225,300 - 1,100,000 = 7,625,000$ (千円未満切捨) $7,625,000 \times 30\% - 900,000 = 1,387,500$	1,387,500
B	(1)① $(3,000,000 + 5,000,000 + 2,000,000 - 1,100,000) \times 30\% - 900,000 = 1,770,000$ ② $① \times \frac{5,000,000 + 2,000,000}{3,000,000 + 5,000,000 + 2,000,000} = 1,239,000$ (2)① $(3,000,000 + 5,000,000 + 2,000,000 - 1,100,000) \times 40\% - 1,250,000 = 2,310,000$ ② $① \times \frac{3,000,000}{3,000,000 + 5,000,000 + 2,000,000} = 693,000$ (3) $(1) + (2) = 1,932,000$	1,932,000
(株) 大 原	贈与税の納税義務者とならない。	—

問題 4

(単位：円)

〈設例 1〉	$27,625,000 \times \frac{436\text{m}^2}{425\text{m}^2} \times 2.3 = 65,182,000$
〈設例 2〉	$500,000 \times 0.93 = 465,000 < 490,000 \times 1.00 = 490,000$ $\{ (490,000 \times 1.00) + (500,000 \times 0.93 \times 0.03) + (450,000 \times 1.00 \times 0.02) \} \times 700\text{m}^2 = 359,065,000$
〈設例 3〉	(注) $190,000 \times 1.00 \times 720\text{m}^2 = 136,800,000$ (注) $\frac{200,000 \times 30\text{m} + 160,000 \times 10\text{m}}{40\text{m}} = 190,000$
〈設例 4〉	(注) $505,000 \times 0.95 = 479,750 < 495,000 \times 1.00 = 495,000$ (注) $\frac{505,000 \times 10\text{m} + 490,000 \times 20\text{m}}{30\text{m}} = 495,000$ $\{ (495,000 \times 1.00) + (505,000 \times 0.95 \times 0.02) \} \times 600\text{m}^2 = 302,757,000$

問題 5

(単位：円)

(問 1)	$\{ (250,000 \times 1.00) + (200,000 \times 0.97 \times 0.08) \} \times 700\text{m}^2 = 185,864,000$ $185,864,000 \times 0.7 = 130,104,800$
(問 2)	$250,000 \times 0.93 = 232,500 < 245,000 \times 1.00 = 245,000$ $\{ (245,000 \times 1.00) + (250,000 \times 0.91 \times 0.03) \} \times 800\text{m}^2 = 201,460,000$
(問 3)	$\{ (800,000 \times 0.98) + (650,000 \times 0.98 \times 0.07) \} \times 150\text{m}^2 = 124,288,500$

問題 6

(単位：円)

〈設例 1〉	$\{ (100,000 \times 1.00) + (75,000 \times 1.00 \times 0.03 \times \frac{10\text{m}}{15\text{m}}) \} \times 300\text{m}^2 = 30,450,000$
〈設例 2〉	$\{ (200,000 \times 1.00) + (150,000 \times 1.00 \times 0.02 \times \frac{7\text{m}}{15\text{m}}) \} \times 270\text{m}^2 = 54,378,000$
〈設例 3〉	$\{ (150,000 \times 1.00) + (100,000 \times 1.00 \times 0.03) \} \times 240\text{m}^2 = 36,720,000$

問題 7

(単位：円)

A	$200,000 \times 1.00 \times 480\text{m}^2 = 96,000,000$ $96,000,000 \times (1 - 0.6) = 38,400,000$
B	$96,000,000 \times 0.6 = 57,600,000$